

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年7月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
皮膚科岡田佳子医院	下京区室町通綾小路上ル鶏鉾町 480番地 オフィスワン四条烏 丸5F	平成19年5月1日
西医院	伏見区深草稻荷御前町90番地 西クリニックビル2階	平成19年6月1日
金井クリニック	伏見区淀池上町151番地の19	平成19年5月15日
内田医院	西京区大枝西新林町6丁目15番 地の8	平成19年6月1日
白川医院	中京区竹屋町通油小路西入西竹屋 町515番地	平成19年7月1日
こやま皮膚科クリニック	伏見区観音寺町210番地の1 フ・リシード桃山御陵ビル1F	平成19年6月1日
西眼科クリニック	伏見区深草稻荷御前町90番地 西クリニックビル1F	平成19年6月1日
松本クリニック	西京区御陵鳴谷8番地の1	平成19年6月1日
しばのデンタルクリニッ ク	下京区高辻大宮町133番地 グレース大宮1F	平成19年5月30日
かわうちデンタルクリニ ック	伏見区醍醐槇ノ内町8番地の2 シモムラビル1-B号室	平成19年6月1日
葉山歯科医院	左京区下鴨東梅ノ木町41番地の 2	平成19年7月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
山村薬局	西京区山田庄田町3番地の63	平成19年6月18日
ツタ薬局	山科区四ノ宮泓3番地の5 エル シティ四ノ宮1F	平成19年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)